

弁護士会研修 テキスト[民事訴訟, その他の民事手続]

目次	頁
第1 民事訴訟の流れ	1
1 訴状の作成・提出	1
①訴状の作成時の注意点	1
a 当事者の表示	1
b 請求の趣旨・原因	1
c 管轄(→"第2 管轄"[P6~]参照)	1
d 訴額(→"第3 訴額"[P10~]参照)	1
e 訴状の構成	1
f 添付書類	2
g 郵券	2
②訴状提出時の注意点	2
a 印紙額のチェック(→"第3 訴額"[P10~]参照)	2
b 事件番号・係属部等の確認	2
c 訴状の補正	2
③訴状受理後	3
2 答弁書の作成・提出	3
※答弁書作成・提出の注意点	3
a 提出時期	3
b 添付書類	3
c 送達場所の届出(→"第4 送達"5[P16~]参照)	3
d 期日請書または擬制陳述書の提出	3
3 口頭弁論及び証拠調べ	3
①書証	4
②人証	4
③鑑定・検証	4
★証拠保全	4
※調書などの記録の謄写	4
4 事件の締結	4
①判決	4
*控訴手続	5

②和解	6
③請求の認諾	6
④請求の放棄	6
⑤訴えの取下	6
第2 管轄	6
1 管轄の種類	7
①専属管轄・任意管轄	7
i 専属管轄	7
ii 任意管轄	7
a 合意管轄	7
b 応訴管轄	7
②職分管轄	8
a 受訴裁判所と執行裁判所	8
b 審級管轄	8
★上訴制度とは	8
2 第一審裁判所の管轄	8
①事物管轄	8
②土地管轄	9
★裁判籍	9
i 普通裁判籍	9
ii 特別裁判籍	9
a 独立裁判籍	9
b 関連裁判籍	10
3 訴訟の移送	10
①管轄違いに基づく場合	10
②損害または遅滞を避けるため	10
③裁量移送	10
④必要的移送	10
第3 訴額	10
1 財産権上の請求と非財産権上の請求	11
①財産権上の請求	11
②非財産権上の請求	11

★ i § 8 II「極めて困難」	11
★ ii 訴訟物の算定基準	11
★ iii 物の価額の算定	11
a 固定資産税評価額のない不動産	11
ア 近隣の基準となる土地を基礎	11
イ 近隣に基準となる土地がない場合	12
ウ 未評価建物	12
b 自動車	12
c 動産	12
d 有価証券	12
e ゴルフ会員権	12
f 電話加入権	12
2 訴額算定の標準時	12
3 併合請求	12
a 原則(合算法則)	12
b 例外(吸収法則)	13
ア 経済的利益共通の関係にあるもの	13
イ 主位的請求と代償請求	13
ウ 主位的請求と予備的請求	13
エ 選択的併合	13
★離婚請求に付加した申立の場合	13
4 附帯請求不算入の原則	13
5 第一審における訴訟中の新訴の手数料	14
①訴えの変更	14
★訴えの変更後の訴額の算定方法に関する注意点	14
i 訴えの追加的変更	14
ii 請求の趣旨の減縮	15
iii 交換的変更	15
iv 目的物の価額が変動した場合	15
②反訴	15
★本訴と目的を同じくする場合	15
★併合請求の一部についての反訴提起の場合	16
第4 送達	16
1 送達とは	16

2	送達事務及び送達機関	17
	①送達は誰が担うのか	17
	②送達担当機関	17
	i 送達事務取扱者	17
	ii 送達実施機関	17
3	送達すべき書類	17
	★原本・謄本・抄本・正本・副本の意義	17
4	受送達者	18
	①訴訟能力のない自然人への送達	18
	i 未成年の場合	18
	ii 成年被後見人の場合	18
	②在監者	18
	③送達受取人の届出がある場合	18
	④訴訟代理人がついている場合	18
	⑤法人及び法人でない社団又は財団に対する送達	18
	★国・地方公共団体に対する送達	19
	※[行政事件訴訟法]処分又は裁決をした行政庁に対する取消訴訟について	19
	i 被告適格	19
	ii 当事者の表示の記載例	19
5	送達場所届出制度	19
	①届出義務者	19
	②届出義務の発生	20
	③届出の方法	20
	④届出場所等の変更	20
6	送達実施時期	20
7	送達場所	20
	I 基本的な送達場所	20
	①受送達者の住所等	20
	②訴訟無能力者又は法人等に対する送達の特則	20
	③受送達者の就業場所	20
	★就業場所送達がされるケース	21
	④届出に係る送達場所	21
	⑤届出をしない当事者	21
	★転居届などで転送された場合	21
	II 補助的な送達場所	21

①裁判所	21
②出会送達	21
※補充送達(下記8① ii)の可否	22
8 送達実施機関による送達方法	22
①交付送達の原則	22
i 出会送達(前記7Ⅱ②)	22
ii 補充送達	23
★ a 補充送達の要件	23
★ b 補充送達受領資格者	23
ア 就業場所送達以外での場所の場合	23
イ 就業場所の場合	23
ウ 就業場所で補充送達された場合の通知	24
iii 差置送達	24
②書留郵便に付する送達(いわゆる付郵便送達)	24
i 付郵便送達の要件	24
ii 付郵便送達の効果	24
③公示送達	25
i 申立による	25
ii 要件	25
iii 同一当事者に対する2回目	25
iv 公示送達の効力の発生時期	26
9 送達場所の調査	26
①不送達となった原因	27
i 「宛所に尋ねあたらず」	27
ii 「転居先不明」	27
iii 「留置期間満了」	27
②現地調査	27
* 現地調査のコツ等	27

【用語説明 [ページ数]】

ア行

訴えの変更[14], 応訴管轄[7]

カ行

書留郵便に付する送達[24], 仮執行宣言[5], 管轄[6], 関連裁判籍[10],
擬制陳述[3], 客観的併合[12], 吸収法則[13], 合意管轄[7], 公示送達[25],

控訴[5],

サ行

差置送達[24], 事物管轄[8], 就業場所[21], 主観的併合[12], 証拠[3],
証拠方法[3], 書記官送達[18], 上告[5], 上訴[5], 上訴制度[8], 職分管轄[8],
書類の受領につき相当のわきまえのある者[24], 審級[8], 審級管轄[8],
送達場所届出制度[19], 訴額[11], 訴状[1], 訴訟の移送[10], 訴訟物[11]

タ行

出会送達[22], 答弁書[3], 特別裁判籍[9], 特別送達[23], 独立裁判籍[9]

ハ行

判決の確定[5], 反訴[15], 附帯請求不算入原則[13], 普通裁判籍[9],
付郵便送達[24], 併合請求[12], 補充送達[23]

マ行

民事訴訟[1]

『コメント類 [ページ数]』

- *別紙と添付[2], *検証物か否か[4], *訴えの変更の態様と要件[14],
- *反訴の趣旨と要件[15] * [送達]←送付[違い][17],
- *実務上、出会送達が行われる場所・ケース[22], * § 108(外国における送達)[26]

(参考資料・順不同)

- ・弘文堂 民事訴訟法(新堂幸司)
- ・有斐閣大学双書 新民事訴訟法講義(中野貞一郎・松浦馨・鈴木政裕)
- ・「民事訴訟法講義」等HP(関西大学法学部教授栗田隆)
- ・弁護士業務便覧
- ・司法協会 民事訴訟法講義案
- ・同 新民事訴訟法における書記官事務の研究
- ・日本評論社 基本法コンメンタール
- ・青林書院 行政関係訴訟
- ・首相官邸HP
- ・弁護士法人 淀屋橋・山上合同HP

弁護士会研修

第3回 民事訴訟, その他の民事手続

第1 民事訴訟の流れ

【民事訴訟】とは?→私人間の紛争につき、私法を適用して解決するための手段、基本方式

【訴状】とは?→第一審の裁判所に提出することで訴えの提起を行う書面

1、訴状の作成・提出

①訴状の作成時の注意点

a.当事者の表示

- ・当事者の住所・氏名、会社の場合は代表者名、未成年者は親権者法定代理人名等を委任状・資格証明書などと照合しチェック

★字体もチェックする(ex 高橋→高橋 齊藤→齋藤)

cfもし、委任状と戸籍等の字体が異なっていたら→戸籍の字体に合わせる。

- ・代理人の住所(事務所)、氏名、電話番号、FAX番号

★代理人事務所が送達場所になるので、必ず“**送達場所**”と明記すること。

特に、複数の事務所の弁護士が関わる場合には、どの事務所が送達場所事務所になるかを明記([送達場所届出制度(第4 送達 5]参照)

- ・郵便番号

b.請求の趣旨、請求の原因→基本的には弁護士の役割

c.管轄→“第2 管轄”の項参照

d.訴額→“第3 訴額”の項参照

e.訴状の構成

- ・ページ建て、ページ数の記載、別紙(目録、図面、計算書)のチェック
- ・事件名(“損害賠償請求事件”など)のチェック

★別紙の綴り方→訴状本文に出てきた順番に綴る

*“別紙”と“添付”

“別紙”→本文と一体のもの。

一緒に綴じるので、頁数を打つか契印をする必要

“添付”→本文とは独立したもの。

f.添付書類

- ・訴訟委任状(委任事項、日付、委任者の住所、氏名など)
- ・資格証明書(被告が法人等の場合。なお、通常訴訟の場合は3ヶ月以内、
手形訴訟は1ヶ月以内)
- ・固定資産税評価証明書・不動産登記簿謄本→不動産関係訴訟の場合
- ・戸籍謄本等(必要な事件の場合)→人事関係訴訟の場合
- ・証拠＝甲号証(訴状に添付して提出する場合)
 - ★原告提出の証拠＝甲号証、被告提出の証拠＝乙号証
 - ★証拠を提出する場合、**証拠説明書**も同様に添付する

※**部数**→訴状、証拠(証拠説明書)については、裁判所提出用1通(正本)のほかに、被告用(副本)として、被告の人数分作成する。

★なお、労働審判等では準備する通数が異なるので注意

g.郵券→郵券の組み合わせについては予納郵券一覧参照

★横浜地裁が管轄の場合は原則として現金納付(被告1名5,000円、2人目以降、1人につき2,000円ずつ追加)

★簡裁では、それぞれ組み合わせも異なるため、確認すべき

②訴状提出時の注意点

a.印紙額のチェック(**訴額**との関係)

b.事件番号・係属係(電話・FAX番号)の確認→受付票等を受領し、確認する。

★受付で訴状控えに“受付印”を押してもらおうと受理された記録を残せる。

c.訴状の補正について→**基本的に弁護士に確認してから行う。**

★受付での訂正に備えて、『訴状の控え』も持参すべき

(後日どこを訂正したか分かるように控えも併せて訂正する)

③訴状受理後→期日が入り次第、期日請書を係属係へ送付 (FAX 可)

2、答弁書の作成・提出

【答弁書】とは？→訴状で、原告が求める裁判やその根拠として主張する事実関係・法律関係に対する被告の認否や主張を明確にした**被告側**の最初の準備書面

※答弁書作成・提出の注意点

a.提出時期→口頭弁論期日の7日前までに裁判所及び原告に送付

b.添付書類

- ・答弁書(正本・副本)
- ・訴訟委任状(裁判所のみ原本提出)
- ・証拠(乙号証 正本・副本)
- ・証拠説明書(正本・副本)

c.送達場所の届出(“第4 送達”参照)

★当事者の記載で、被告代理人の住所・電話番号・FAX 番号を忘れずに記載すること

d.期日請書または擬制陳述上申書の提出

3、口頭弁論及び証拠調べ

【擬制陳述(§ 158)】とは？→最初にすべき口頭弁論で原告・被告が出頭せず、あるいは出頭しても弁論をしないとき、裁判所は原・被告が提出した訴状・答弁書(その他準備書面)を、陳述したものとみなす。

※擬制陳述の要件

- a.最初にすべき口頭弁論の期日であること
- b.原・被告いずれか一方が出頭せず、出頭しても本案の弁論をしないこと
cf 双方が不出頭→§ 263(訴えの取下げの擬制)で処理[本条には該らない]
- c.訴状・答弁書、その他の準備書面に記載された事項

【証拠】とは？→事実認定の過程において、判決の基礎となる資料を裁判所に提供することを可能にするものの総称

【証拠方法】とは？→裁判官が、判決の基礎資料を得るために、直接に五官の作用によって取り調べることのできる対象物のことで、『人的証拠(人証)[証人・当事者本人・鑑定人]』と、『物的証拠(物証)[文書・検証物]』とに分けられる。

①書証(§219～・民訴規137～)→文書を閲読して、それに記載された意味内容を証拠資料として取得するための証拠調べ

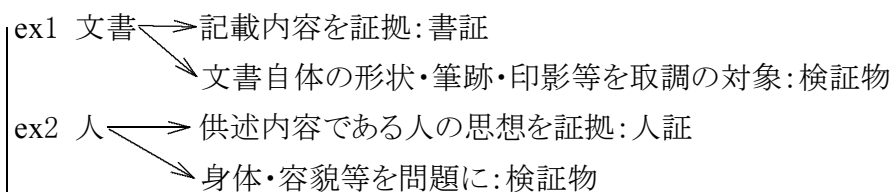
- ・証拠説明書
- ・文書提出命令申立(§221)
- ・文書送付嘱託申立(§226)

②人証(証人尋問など) 「証拠申出書」

③鑑定(§212～・民訴規129～)→特別の学識経験を有する第三者に、法規や経験則の知識、あるいはその具体的事実の判断を報告させる証拠調べ

検証(§232～・民訴規150～)→裁判官が直接、事物の性状、現象を検査・観察して得た知識を証拠資料とする証拠調べ

* 検証物か否か



★証拠保全(§234～・民訴規152～)

→裁判所は、あらかじめ証拠調べをしておかないとその証拠を使用することが困難であると認められるときは、申立により証拠調べをすることができる

ex 医療過誤事件などの診療記録など

※調書などの記録謄写→訴訟当事者及び利害関係人は、訴訟記録を閲覧・謄写などできる(§91)

・閲覧・謄写の方法

- 本人、訴訟代理人(又はその事務職員)が直接閲覧・謄写
- 司法協会等の利用(→委任状が必要)
- その他→各裁判所によって謄写方法が異なるため、事前に確認すべき
ex 弁護士会、裁判所内の売店等

4、事件の終結

①判決

- ・請求認容判決→訴訟上の請求を正当と認める判決
- ・請求棄却判決→訴訟上の請求を不当として退ける判決

*判決の送達・・・強制執行の準備(執行文、送達証明、確定証明)

【仮執行宣言】とは？→まだ確定していない判決に、確定した場合と同様に執行力を付与する裁判のこと。(財産上の請求に関する判決であり、かつ、仮執行宣言の必要性があると認められるときは裁判所は(担保を立てて、または立てないで)仮執行を宣言することができる(§259))

【判決の確定】とは？→判決がそれに対する上訴期間の経過または上訴権の放棄により、もはや争うことのできない状態になること

【上訴】とは？→裁判が確定しない間に、上級裁判所へ、その取消または変更を求める不服申立のこと(cf 「異議」…同一審級内での不服申立、「再審」…確定判決に対する非常の不服申立)。

- ・現行法下では控訴、上告及び抗告の三種あり、前二者が終局判決に対するもので、後者は、決定・命令に対し独立に許されるもの。

【控訴】とは？→第一審の終局判決に対する第二の事実審への上訴

【上告】とは？→控訴審の終局判決に対する法律審への上訴

- ・上告権→憲法違反または絶対的上告理由がある場合に(§312 I・II)
- ・上告受理申立権→それ以外の法令違反のうち重要事項を含むものを主張し、受理する決定が出ると、上告があったものとみなされる(§318)…異議権としては認められるものの、上告制度としては裁量上告でしかない。

*控訴手続(§281～・なお、民訴規173～)

- ・控訴状の提出先→第一審裁判所(§286)
 - ・控訴状の提出期限→判決送達日の翌日から2週間(§285)
- (※期限到達日が土日祝祭日、12/29～翌年1/3の場合はその翌日)

★控訴事件は、原審の事件が終了後、別の事件として立件されるので、控訴事件も引き続き代理する場合には、あらためて訴訟委任状が必要。

※但し、通常の訴訟委任状には「上訴すること」も委任事項に記載されているので、原審の委任状により、控訴状の提出までは可能(→委任状をもらっていなかったの

で、控訴できない…ということには、まずならない)

・控訴理由書(民訴規182)→控訴状に第一審判決の取消または変更を求める具体的な記載がないときは、**控訴提起後50日以内**にこれらを記載した書面(※)を、**控訴裁判所**に提出しなければならない(※実務上、『控訴理由書』といわれる)

・上告理由書(§315・民訴規194ほか)→上告状に上告理由の記載がないときは、上告人は**上告提起通知書の送達を受けた日から50日以内**に、上告理由書を**原裁判所**に提出しなければならない。

②和解(民695～)→当事者が**互いに譲歩(※)**して、その間に存する争いをやめることを約する契約(※双方が50%ずつ、という訳ではない)

③請求の認諾(§266)→請求を認めて争わない旨の、期日における**被告の意思表示**。(…原告の全面的勝利と同じ)

④請求の放棄(§266)→請求に理由がないことを自ら認め、もはやこれを争わない旨の、期日における**原告の意思表示**。(…被告の全面的勝利と同じ)

★和解調書等の効力(§267)→和解または請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は確定判決と同一の効力を有する。

⑤訴えの取下(§261)→訴え提起後にその全部又は一部を撤回する旨、裁判所に対する**原告の意思表示**。

★訴えの取下げがあった部分については、当初から訴訟の係属がなかったものとみなされる(§262 I)ため、**相手方が応訴していた場合**は、その全て(ex このままいけば請求棄却判決が得られたのに、という期待権)が無駄になることに→相手方が、準備書面の提出等があった場合には、その**同意**を得なければ、取下げの効力は生じない(§262 II)→被告からの『**同意書**』が必要となる(cf 未だ、相手方に訴状が送達されていない→単独で取下げ可能)。

第2 管 轄

【管轄】とは?→多数の事件を色々な観点から区分して処理するため、裁判所間(簡易、地方、家庭、高等、最高)で、裁判権行使の分担に関する規定

(→これにより、個々の裁判所が行使できる裁判権の範囲(一管轄権)が定まる)

*裁判権:国家統治権の一部として、主に外国との裁判所との関係で問題

管轄権:裁判権を前提として、どの裁判所に行行使させるかの問題

1、管轄の種類

根拠による区分→法定管轄(法律による※)、指定管轄(裁判 § 10)、

合意管轄(当事者間の合意 § 11)、応訴管轄(被告の応訴 § 12)

※法定管轄→・分担を決める基準の差異により→**職分管轄・事物管轄・土地管轄**

・遵守を要求する強弱により→**専属管轄・任意管轄**

①専属管轄・任意管轄

i **専属管轄**—裁判の適正迅速など、特に公益的要求により特定の裁判所のみに管轄を認め、その他を一切排除する

実務上、事例が多いもの

・人事訴訟(婚姻、養子縁組、親子関係事件等 人訴4)

・執行関係訴訟(執行文付与の訴え、請求異議の訴え等 民執11、同33等)

・会社関係訴訟(合併又は設立無効・取消の訴え等 会社835)

*職分管轄(職務権限の分担を定めるもの)→原則、専属管轄

*事物管轄と土地管轄→明文で専属管轄と定めている場合に限る

ii **任意管轄**—当事者の便宜と公平という私益的見地から認められる

*当事者の意思(合意管轄)・態度(応訴管轄)により、異なる管轄も可能に

a. **【合意管轄】**とは? →当事者間の合意によって生ずる、法定の管轄と異なる管轄。

当事者の合意の意思を明確にするために、**合意の方法は書面による(§ 11 II)**

※「全ての裁判所に管轄を認める合意…(原告は一方向的に自分に都合のいい場所で提訴でき、被告はそこで応訴しなければならず)」→被告の管轄の利益を奪うため、公平に反するから許されない

b. **【応訴管轄】**とは? →任意管轄事件で、被告が、第一審の口頭弁論期日などにおいて**管轄違いの抗弁**を提出しないで、本案の弁論又は申述をすること(応訴)によって生

ずる管轄(§13)

応訴をすることで、その違背は控訴審では主張できず、裁判所もこれを理由に取り消し得ない(§299)

★応訴管轄が生じた後も、当事者は損害・遅滞回避のための移送申立は可能(§17)

②【職分管轄】とは？→裁判権の種々の作用をどの裁判所の職分に分担させるかの規定

a. 受訴裁判所(判決手続)と、執行裁判所(強制執行手続)

b. 【審級管轄】とは？→どの審級の裁判所に、どの審級の職分を分担させるかの規定

*【審級】とは？→裁判所間の審判の順序、上下の関係のこと

★【上訴制度】とは？→違法・不当な裁判から当事者を救済するため、同一事件の審判を1回だけで終わらせずに、当事者の不服申立(上訴)に基づき、異なる審級の裁判所が、繰り返し審判する制度

*判決手続→三審制(控訴・上告の2段階)を、唯一の最高裁を頂点とする、4階級の裁判所間で分担

Ex 簡裁が一审の場合→地裁が控訴審、高裁が上告審となる

但し、憲法その他の法令の解釈について、その高裁の意見が、最高裁の判例と相反するときは、最高裁に移送しなければならない(§324・民訴規203)。

また、憲法違反を理由にする限り、最高裁に特別上告ができる(§327 I)

2、第一審裁判所の管轄

①【事物管轄】とは？→事件の軽重・性質による第一審の裁判所の分配に関する規定

→地裁か簡裁かの区分(裁33 I、同24① ex 例外、公選203・204)

*訴額を基準として140万円を越えない請求→簡易裁判所(裁33 I)

…単純軽微な事件を簡易迅速に処理するため

*その他の請求、及び不動産に関する訴訟→地方裁判所(裁24①)

ex1. 訴額140万円以下の不動産に関する訴訟→簡裁・地裁の競合管轄(いずれでも)

ex2. 非財産権上の請求等→140万円を超えるものとみなす(§8 II)

ex3.少額事件でも複雑困難なもの→事物管轄は専属管轄ではないので、地裁による審判の余地

②土地管轄→所在地を異にする同種の裁判所のどれに分担させるかの規定
(例えば、地裁相互間、簡裁相互間)

★各裁判所には職務執行の地域的限界として管轄区域があり、事件と人的・物的に関連する地点がどこにあるか→その基準となる関連地点を**裁判籍**という

* **人的裁判籍**(当事者との関係)と**物的裁判籍**(訴訟物との関係)

* **普通裁判籍**と**特別裁判籍**(独立裁判籍と関連裁判籍)

i **【普通裁判籍(§ 4)】**→ある人を被告(常に人的裁判籍)

当事者間の公平と被告保護のため、被告との関係で定められる(ex 同⑥:国の場合、
法務大臣権限法1により法務大臣が国を代表→法務省所在地)

※専属管轄以外すべての訴訟事件について認められる

自然人→その者の**住所**または住所が知れないときの**居所**(§ 4 II)

(日本に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所)

法人→主たる**事務所**または**営業所所在地**(§ 4 IV)

(事務所又は営業所がないときは代表者その他主たる業務担当者の住所)

ii **【特別裁判籍】**→限定された種類内容の事件のみに認められる(§ 5・7)

a. **【独立裁判籍】**—他の事件とは無関係にその事件につき独立して認められる(§ 5等)

★実務上利用されることの多い裁判籍

ア **義務履行地**(§ 5①):財産権上の請求を目的とする訴え。特定物の引渡については債権発生又は商行為当時のその目的物の存在した場所、それ以外の場合は**債権者の現在の住所・営業所**(…原告の住所を管轄とする裁判所に提訴が可能(普通裁判籍との関係))。給付の訴え、確認の訴えを問わず認められる裁判籍

イ **手形・小切手の支払地**(§ 5②):手形・小切手による金銭の支払いの請求を目的とする訴えの場合

ウ **当該事務所又は営業所の所在地**(§ 5⑤):事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関する訴えの場合

エ 不法行為のあった地(§5⑨):不法行為に関する訴え。加害行為地、損害発生地のいずれも不法行為地

オ 不動産所在地(§5⑫):不動産に関する訴え

カ 登記又は登録をすべき地(§5⑬):登記又は登録に関する訴え

b. 【関連裁判籍】—他の事件との関連で認められる(§7)

*1つの訴えで数個の請求をする場合(exY社に対し、横浜市…、東京都…、大阪府…のそれぞれの登記名義の変更を求め、横浜地裁に提訴する場合等)

*数人に対する訴え(但し、権利又は義務が数人について共通であるとき・ex被相続人Zへの貸金につき、横浜市…居住のZ1、東京都…居住のZ2、大阪府…居住のZ3の各相続人に対して、横浜地裁に返還請求訴訟を起こす場合等)

3、【訴訟の移送】とは?→ある裁判所に生じている訴訟係属を、その裁判所の裁判により、他の裁判所へ移すこと

*移送の裁判—決定(§119、§250)

*受移送裁判所—これに拘束され、更に転送・返送できない

(§22ⅠⅡ 消極的権限争議(exウチには管轄権がないとして、たらい回し状態に)・訴訟遅延の防止)

*決定が確定—最初から受移送裁判所に係属していたものとみなす(§22Ⅲ)

①管轄違いに基づく場合→移送する。

但し、地裁が管轄区域内の簡裁事件を受理—専属管轄を除き、自ら審判可(§16Ⅱ)

②損害又は遅滞を避けるため—移送できる(§17 但し、専属管轄は不可)

③裁量移送:簡裁が相当と認めるときは、申立または職権で、所在地を管轄する地裁へ(§18)

④必要的移送:当事者の申立及び相手方の同意がある場合(§19Ⅰ)、簡裁での不動産に関する訴訟につき、被告からの申立がある場合、所在地を管轄する地裁に(同Ⅱ、但し、それぞれ例外あり)

第3 訴 額

【訴訟物】とは？→原告が訴えをもって主張する権利または法律関係

…全部勝訴判決を得たことにより直接受ける経済的利益のこと

↓

では、原告が裁判所に訴えを提起するためには、どれ位の手数料が必要か？

→【訴訟物】を貨幣単位で(金銭的に)客観的に評価する必要があり、すなわち

【**訴額(訴訟物の価額)**】とは？→原告が「訴えをもって主張する利益」を金銭的に評価した額(裁判所に納める手数料の算定基礎となる)

★(事物)管轄の決定に必要(裁判所33 I「140万円を超えない」もの→簡裁)

1、財産権上の請求と非財産権上の請求

①財産権上の請求—請求が経済的利益の享受を直接の目的とする権利関係に関する
何らかの方法によってその経済的利益を金銭的に評価することが可能

★財産権上の請求ながら金銭的評価が困難なもの

解雇無効確認・従業員たる地位の確認、株主名簿閲覧請求、証書真否確認請求、
謝罪の意思表示の請求等

②非財産権上の請求—経済的利益を直接の目的としない権利関係に関する
離婚・婚姻取消・認知・幼児引渡等

★ i § 8 II「極めて困難」—140万円を超えるものとみなす(⇔旧 § 22)

↓

具体的には？→民訴費 § 4 II — 160万円とみなす

→算定が困難な訴訟物の訴額は、『160万円』となり、その管轄は『地方裁判所』(但し、
人事訴訟を除く)となる。

★ ii 訴訟物の算定基準(どの様な主張をするのか)→資料参照(最高裁民事局長通知[訴額
通知])

★ iii 物の価額の算定→原則として、固定資産税評価額のあるもの(一般の不動産等)につい
ては、その評価額による

※土地については、平成6年4月1日から、当分の間その価格の**2分の1**

a. 固定資産税評価額のない不動産

ア 取引価格 または土地については、近隣地の固定資産税評価額を基礎に、単位
面積当たりの価格を算出して、それを目的たる土地の面積を乗じて算出

イ **墓地、公衆用道路、水路**等で近隣に基準となるべき土地がない場合、近隣宅地の価格を基礎に算出した額の**2分の1**(公共性が高く、利用方法も制限されているため)

ウ **未評価建物**については「新築建物価格認定基準表」及び「減額限度表」(法務局作成)を利用して算定

b. **自動車**→地方税341④の要件を満たす場合は、固定資産税の課税対象となり、同評価額が訴額に、対象でない場合は取引価格が訴額となる

c. **動産**→機械・装置、工具・器具・備品等で固定資産税の課税対象である物については、その評価額が訴額。そうでない物は取引価格(取引価格は経験則により認定できる場合が多いが、そうでない場合は原告の申し出額による場合が多い)

d. **有価証券**→有価証券が表章する権利の価格

e. **ゴルフ会員権**→日経産業新聞やゴルフ業界紙等に掲載された会員権の時価を訴額とする。これらが無い場合は、会員権の内容、ゴルフ場の場所・規模などを参考に、雑誌等に掲載された類似の会員権の価格が一応の基準となる

f. **電話加入権**→取引価格による。価格認定については(社)全日本電話取引業協会(各支局)発行の「電話気配相場表」、取引価格を掲載した原告の上申書等が参考に。

2、訴額算定の標準時→**訴え提起時**を標準とする

(§ 15、その後の変動に影響されない—目的物価格の騰落、請求の減縮など)

3、【併合請求(§ 9)】—1つの訴えによって数個の請求をする場合

a. 原則→各請求の価額を合算(§ 9 I・合算法則とも)

【客観的併合】とは? →同一原被告間での複数の請求

ex1. A 氏に、50万円の売買代金と、100万円の貸金の返還を同時に請求

【主観的併合】とは? →数人による、または数人に対する請求

ex2. B 社に対する、C 氏が50万円、D 氏が60万円、E 氏が40万円の過払金を、1つの訴訟で請求

→ ex1.2とも訴額は150万円(…なお、事物管轄は地方裁判所になる)

b.例外:【**吸収法則**】→最も多額の一方

併合された各請求相互間に**経済的利益共通の関係**がある場合、その共通部分で互いに吸収し合うとみる。

ア 単純併合の事件のうち、経済的利益共通の関係にあるもの

ex1.同一物に関する所有権確認請求と、その明渡請求

ex2.貸主が、借主と連帯保証人を共同被告とする貸金の返還請求

イ 主位的請求と代償請求

ex 物の引渡と、その引渡執行が不能である場合における損害賠償請求

ウ 主位的請求と予備的請求

ex 売買契約による代金の支払請求と、これが無効とされた場合の目的物の返還請求

エ 選択的併合に係る数個の請求

ex 所有権又は賃貸借契約終了による同一目的物の引渡請求

★ i 離婚請求に付加して財産分与(家審9 I 乙⑤)または子の監護者の指定(家審9 I 乙④)等の申立もする場合

→離婚請求の訴えの手数料(非財産権上の請求・160万円[13,000円])のほかに、それぞれの申立について1,200円ずつ(※)の申立手数料を要する

(※申立件数毎に増加する(分与する財産の額とは無関係。また指定を求める子供の人数により増加する)。

ii 親権者指定の申立→裁判上の離婚の場合、受訴裁判所は職権で親権者を指定しなければならない(民819 II)ので、申立手数料は要しない(cf 家審9 I 乙⑦は協議離婚のとき等)。

iii 上記に加えて、損害賠償(慰謝料)も合わせて請求する場合

→請求額と、i (離婚訴訟)の訴額(160万円)とを比較し、多額の一方による。



4、【**附帯請求不算入原則**】→主たる請求と同一の請求で、主たる請求を発生原因として生じた果実、損害賠償、違約金または費用の請求—**価額に算入しない**(訴額算定の煩雑を避け、管轄の決定を容易にするため)

★主たる請求額より多くても算入されない(ex 貸した金額(元金)より、利息及び遅延損害金为上回っても、訴額は元金のみで算出)

5、第一審における訴訟中の新訴の手数料

- ①【**訴えの変更(§ 143)**】とは？→原告が訴訟係属中に、請求の趣旨若しくは原因またはその双方を変更すること

* 態様

- i 交換的変更(旧請求に換えて新請求の審判を求める場合)
- ii 追加的変更(旧請求を維持しながら、請求の趣旨を拡張し、または新請求を追加して請求の併合を生ずる場合)

* 要件

- i 併合の一般的要件を具備すること(同種の手続により得るもの(§ 136)で、併合禁止に反せず、且つ専属管轄に反しないこと)
- ii 事実審に係属し、且つ口頭弁論終結前であること
- iii 請求の基礎が同一であること
- iv 著しく訴訟手続を遅滞させないこと
- v 交換的変更の場合は、旧訴の取下を要するから、場合によっては被告の同意を要する(参: § 261 II)

* 申立手数料:変更後の請求の訴額に応じて算出される訴えの手数料額から、変更前の請求の訴額に応じて算出される訴えの手数料額を控除して得た額(民訴費別表 第1の5)

★ 訴えの変更後の訴額の算定方法に関する注意点

- i 訴えの追加的変更→当初から併合があったものとして算定(合算・吸収原則適用)
 - a 請求の趣旨を変更(ex 1. 甲事件: 所有権に基づく明渡請求[目的物の価額の1/2], 乙事件: 目的物の所有権確認請求[目的物の価額])
 - ア 甲事件で提訴後、乙事件を追加
→乙事件[全額]が基準に(…甲事件分[1/2]はこれに吸収＝不足分を納付することに)
 - イ 乙事件で提訴後、甲事件を追加(上記アの逆)
→乙事件が基準に(…甲事件の分はこれに吸収＝追納不要)
 - b 請求の趣旨及び原因を変更(ex 2. 一部請求を全部請求に(拡張))
→拡張した部分についての追納が必要
 - c 請求の趣旨に変更はなく、請求原因のみに変更がある場合(ex 3. 占有権(丙事件)に基づく引渡請求を、所有権(丁事件)に変更)
→丙事件[目的物の価額の1/3]から、丁事件[同1/2]となり、算定基準が拡張されることに

なるので、この場合は追納が必要になる

- ii 請求の趣旨の減縮→手数料額の変更は生じず
- iii 交換的変更で、手数料額が旧訴 \geq 新訴→追納は要しない(=既に新訴分以上を納付)
 - cf 民訴費9Ⅲ①(過納手数料の還付等)に該当する場合は、手数料還付の余地も
- iv 目的物の価額が、提訴時と変更申立時で変動→変更時を基準に、変更後の手数料額から、変更前の手数料額を控除した額となると思われる

②【反訴(§ 146)】とは？→訴訟係属中に、被告から原告を相手方として、本訴の手續に併合して提起する訴え(－被告による新請求の追加)

***趣旨**

- i 原告に請求の併合や訴えの変更が認められていることとの公平の見地
- ii 関連した請求につき、審理の重複や判断の不統一が避けられる

***要件**

- i 併合の一般的要件を具備すること(同種の手續により得るもので、併合禁止に反しないこと)
- ii 本訴が事実審に係属中で、且つ口頭弁論終結前であること
- iii 反訴請求が、本訴請求またはこれに対する防御方法と関連すること
- iv 反訴が他の裁判所の専属管轄に属しないこと(専属管轄の合意は除く)
- v 反訴の提起により著しく訴訟手續を遅滞させることがないこと

* 申立手数料:反訴提起時を基準として、反訴の訴額を算定し、これに応じて算出される額(民訴費別表 第1の6)

★但し、反訴が本訴とその目的を同じくする場合、反訴の手数料額から、本訴の手数料額を控除した額を納付すれば足りる(民訴費別表 第1の6の下段但し書き)

--- ※本訴とその目的を同じくする反訴 ---

本訴の訴訟物である権利関係の対象となっている目的物が、同時に反訴の訴訟物である権利関係の目的物となっている場合
→本訴の審理・判断により、自ずと反訴請求の当否判断がなされることに(裁判所としては、本訴分で、既に手数料が納付されているのと同じこと)

★併合請求の一部についての反訴提起の場合

目的を同じくする反訴に対応する本訴部分について、改めて反訴提起時における訴額を算定し、これに対応する手数料額を、反訴の原則的な手数料額から控除する

<事例>

- i 不動産(評価額200万円)について、所有権に基づく引渡請求(ア・目的物の価額の1/2)と、同一不動産に対する所有権侵害を理由とする300万円の損害賠償請求(イ)が併合された本訴[訴額:200万円の1/2+300万円=400万円]に対し、同一不動産についての所有権確認の反訴[ウ・訴額:目的物の価額=200万円]が提起された場合

↓

本訴請求のうち、当該不動産の所有権に基づく引渡請求(ア)の部分が、反訴(ウ)と、その目的を同じくする請求

→反訴ウ(200万円)の原則的な手数料額15,000円から、ア(100万円)の手数料10,000円を控除した差額5,000円が反訴の手数料額

- ii 離婚請求の本訴[エ・160万円・手数料額13,000円]に対し、離婚請求(オ)と、300万円の慰謝料請求(カ)を併合した反訴[…オは多額のカに吸収されるので、手数料額は20,000円]が提起された場合

↓

離婚請求部分(エとオ)は、本訴・反訴間で目的を同じくする請求

→反訴カ(300万円)の原則的な手数料額20,000円から、オ(160万円)の手数料13,000円を控除した差額7,000円が反訴の手数料額

※仮に、上記 ii の場合に、離婚請求(オ)がなく、慰謝料請求(カ)のみ

→本訴・反訴間で目的を同じくする請求はないので、控除部分もなし(反訴は20,000円)

第4 送達

1、送達とは？→「送達を受けるべき者(=受送達者)」に対し、訴訟上の書類の内容を了知させるために法定の方式に従ってこれを送り届け、または交付の機会を与え、かつ、上記行為の公証を行う訴訟行為。

↓

送達証書を保存して、どの書類が、いつ、どこで、誰に送達されたかを明確にし、後の紛争を防止する。

★送達を要する主な書類—名宛人への到達に伴って訴訟上の重大な効果が生じるもの

①訴状(民訴 § 138 I)、②上訴状(民訴 § 289 I、§ 313等)、

- ③訴えの変更書(民訴 § 143Ⅲ)、④請求の拡張書(民訴 § 145Ⅱ)、
- ⑤独立当事者参加及び共同訴訟参加の申出書(民訴 § 47Ⅲ、52Ⅱ)、
- ⑥期日の呼出状(民訴 § 94Ⅰ)、⑦判決書またはこれに代わる調書(民訴 § 255Ⅰ)、
- ⑧取下に相手方の同意を要する場合の取下書またはこれに代わる調書の謄本(民訴 § 261Ⅳ等)、⑨支払督促(民訴 § 388Ⅰ、§ 391)

※⇔送付・・・簡易な書類の伝達方法(cf 民訴規3、47)

①「直送」→一方当事者が、相手方当事者に裁判所を介さないで送付

ex 「準備書面」等は直送(Faxによる)が原則

②「その他の送付」→裁判所が、当事者、その他の訴訟関係者に対する送付

ex 「書証の写し」「証拠説明書」等

2、送達事務及び送達機関

①送達は誰が担うのか？→職権による(§ 98Ⅰ [職権送達主義])

→当事者の申立によらない(※但し、例外として公示送達)

②送達担当機関

i 送達事務取扱者・・・裁判所書記官(§ 98Ⅱ)

→書類をみずから作成、当事者から受領し、受送達者・送達場所を決定し、送達書類を実施機関に交付すること

ii 送達実施機関・・・原則、「郵便の業務に従事する者(※)」または執行官による(§ 99Ⅰ)

※“送達事務取扱者”とは異なる

3、送達すべき書類→原則、謄本又は副本(規40Ⅰ)

★原本・謄本・抄本・正本・副本の意義

①原本:文書の作成者が一定の内容を表すため確定的なものとして作成した書面

②謄本(広義):原本と同一の文字符号によって、原本の内容全部を写した書面

③認証ある謄本:作成権限のある公務員が、職務上の権限に基づいて作成し、謄本である旨認証した書面

※民訴法・規則では上記③についてを「謄本」、当事者が作成したものは「写し」として表現上の区別をしている)

④抄本:原本の一部を写した書面。このうち、公務員が職務上の権限に基づき作成し、

抄本である旨認証したものを「認証ある抄本」という

- ⑤**正本**:謄本の一つであるが、法律上の規定に基づき、**権限ある公務員**によって作成されるもので、**原本と同一の効力**を有する書面
- ⑥**副本**:内容及び外観(署名押印状況)の**全てが原本と同一**の書面で、性質上、**原本の一つ**であるもの(謄本のように、原本があつて、それに基づき作成されるものではない)

4、受送達者(：送達を受けるべき者)・・・正当に受領する権限を有する者

※受送達者の決定事務(誰に宛てて送達をするかの決定)→送達事務取扱者(書記官)

①訴訟能力のない自然人への送達

i 未成年の場合(民訴 § 102 I)→原則として**法定代理人**

★例外的に未成年者本人を受送達者にしてよい場合(ex 民5、同6)

ア 婚姻している未成年

イ 営業を許された未成年に対する、当該営業に関する事件について

ウ 会社の無限責任社員となることを許された未成年に対し、その社員の資格に基づく行為に関する事件について

エ 人事訴訟事件において訴訟能力を有すると認められた未成年者

ii 成年被後見人の場合(民訴 § 102 I)→**成年後見人**

②在監者→**監獄の長**(刑務所長、拘置署長、警察署長等)

③送達受取人の届出がある場合→第三者でも可(§ 104後段)－**送達受取人が受送達者**となる(後記5)

④訴訟代理人が付いている場合→原則として**訴訟代理人**

但し、訴訟代理人が付いている場合でも本人に対する送達は可能(しかし、特別な事情[当事者本人尋問期日に呼び出す場合(§ 207)等]以外は代理人に送達すべき)

★訴訟代理人が複数いる場合－各自がそれぞれ本人を代表するので、そのうちの一人を受送達者として送達すれば足りる(実務上は、どの代理人を受送達者にするかを届け出る(後記5))

⑤法人及び法人でない社団又は財団に対する送達→その**代表者又は管理人**

★国・地方公共団体に対する送達

- a. 国を当事者とする訴訟→**法務大臣**(法務大臣権限1)
- b. 都道府県・市区町村を当事者とする訴訟→**それらを代表する長たる知事、市町村長、特別区の区長**
- c. 行政処分又は裁決の取消訴訟の場合で、**個別法により行政庁が代表者となる場合**
→**当該行政庁**

※[行政事件訴訟法]処分又は裁決をした行政庁に対する取消訴訟について

i 被告適格

- a. 行政庁が国又は公共団体に所属する場合→国又は公共団体(行訴11Ⅰ)
- b. 行政庁が国又は公共団体に所属しない場合→処分又は裁決をした行政庁(行訴11Ⅱ)
- c. 上記 ab により、被告とすべき国若しくは公共団体又は行政庁がない場合
→当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体(行訴11Ⅲ)

ii 当事者の表示の記載例

a. 被告が国の場合

被	告	国
上記代表者	法務大臣	○○○○
処分	行政庁	○○○○庁長官 ○○○○

b. 被告が地方公共団体の場合

被	告	神奈川県
上記代表者兼処分	行政庁	神奈川県知事 ○○○○

c. 被告が地方公共団体の場合(個別法により行政庁が代表者となる場合)

被	告	神奈川県
上記代表者兼処分	行政庁	神奈川県公安委員会
上記委員会代表者	委員長	○○○○

5、【送達場所届出制度】とは？→送達の困難を解消するために、当事者、法定代理人及び訴訟代理人に、送達を受けるべき場所を届け出る義務を課し(§ 104Ⅰ)、この届出がない場合において、一度送達を受けた当事者に対する2度目以降の送達については、原則として直前の送達をした場所で送達を行う(§ 104Ⅲ)制度[送達場所の固定化により、訴訟進行の迅速化・適正化を図るもの]

↓送達が奏功しなかった場合

届出場所、または届出のない場合はその直前の送達をした場所へ付郵便送達することが

できる(現場調査等を要することなく)

①届出義務者→**当事者**

②届出義務の発生→**原告側は訴えを提起した時、被告側は訴状の送達を受けた時**

③届出の方法

- a. 届出義務者からの届出であること
- b. 届出に係る送達場所は日本国内に限る(§ 104 I 括弧書)
- c. 届出場所が特定されること→不明確な送達場所の届出はそれ自体効力が生じない
- d. 書面によること(規41 I)
- e. 可能な限り、訴状・答弁書又は支払督促の異議申立書に記載して届ける(規41 II)
- f. 届出には、届出場所と当事者等の関係を明らかにする事項の記載を要する(規41 III)

④届出場所等の変更→変更可(規42 I・上記③のa～fの方法による)

6、送達実施時期→日曜日その他一般の休日又は日の出前、日没後でも実施することができ、
日や時刻による制限はない

(cf 民執8(休日又は夜間の**執行**)→執行裁判所の許可が必要)

7、送達場所→送達を実施すべき場所

I 基本的な送達場所

①受送達者の住所、居所、営業所又は事務所(§ 103 I)

「住所」:その者の生活の本拠(民21)。客観的にその場所を本拠として生活し、訴訟書類を受領することができる場所。但し、**必ずしも住民登録している場所とは限らず**、また一人について**複数存在する場合もある**

「居所」:ある程度の期間継続して居住している一定の場所

ex.夏期等に滞在する別荘地、長期間入院する病院等

「営業所又は事務所」:自然人、法人、国、地方公共団体、又は法人でない社団・財団の、独立して取引をし得る場所

“営業所”:会社の本・支店等

“事務所”:医師の診療所、法律事務所、建築事務所等

(営業とは言えない範囲の業務が行われる中心的場所で、住所でないもの)

②訴訟無能力者又は法人、法人でない社団・財団に対する送達場所の特則

→法定代理人又は代表者若しくは管理人が受送達者となり(§ 37、102 I)、その受送達者の住所が送達場所となる。但し、**本人の営業所・事務所に送達しても差し支えない**(§ 103但書)(**実務では、但書の取扱が一般的**)

③受送達者の就業場所

【就業場所】とは?→受送達者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づいて就業する他人の住所等。**現に業務に従事している場所**でなくてはならない。
(支店・出張所勤務の場合、本社は就業場所に当たらない)

★就業場所送達がされるケース

a. § 103 II による就業場所送達

i 前記①②の送達場所が不明、または支障がある時(§ 103 II 前段)

ii 当事者等以外の訴訟関係者(証人・鑑定人等)が、就業場所において送達を受ける旨の申述をした場合(§ 103 II 後段)

b. 送達場所届出制度の適用範囲内における就業場所

i 届出のあった送達場所が、就業場所であった場合(§ 104 II)

ii 最初に奏功した送達が就業場所であり、その後も特に届出がない場合(§ 104 III)

④届出に係る送達場所—送達場所の届出(又はその変更届出)が有効にされた場合

→書記官は今後、この場所へ送達を実施しなければならず、§ 103の定める他の場所(上記①～③)に送達することはできない[送達場所の固定化]

(但し、書記官送達(§ 100)及び出会送達(§ 105)は、原則としていつでも可能)。

※届出場所の撤回→「できない」と解される(届出制度の趣旨及び訴訟遅延の回避)

⑤送達場所の届出をしない当事者等に送達がされたときの、その後の送達場所(§ 104 III)

★転居届などで転送された場合

*前住所で、受送達者の近親者が受領した場合→**無効**(福岡高決昭29.5.19)

*郵便局の転送扱いにより、転居先で送達がなされ、それが現在の住所である場合→**有効**(§ 103 I として)

II 補助的な送達場所→基本的送達場所(前記①～⑤)以外に例外的・補助的に認められる送達方法

①裁判所**【書記官送達(§ 100)】**→書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者(※)に対して、自ら送達実施機関として送達することができる。しかし、**補充送達**(下

記8① b)は認められない。

※他の民事事件、執行事件、刑事事件等で出頭した者も「所属する裁判所」である場合
→書記官送達ができる(但し、同一庁舎に地裁・高裁があり、別審級の事件に出頭した
当事者へは不可(但し、出会送達(下記②)は可能))

⇔事件に無関係で出頭した者→書記官送達できない(但し、出会送達(下記②)は可能)

*当事者、その法定代理人、訴訟代理人、及びその他の訴訟関係人にも認められる
(法律事務所の職員－訴訟代理人(弁護士)の使者として認められる)

*送達場所の届出をしている者に対しても認められる(差置送達(下記8①★ c)も可能)

②【出会送達】とは？→送達実施機関が、受送達者と、その基本的送達場所以外の場所で
出会った時に、その者に交付すること(§ 105)

*出会送達が認められる場合(要件)

i 受送達者が日本国内に住所等を有するかが不明で、且つ送達場所の届出がなされて
いない場合(§ 105前段・この場合、差置送達(下記8①★ c)可能)

ii 受送達者が日本国内に住所等を有することが明らかな場合で、出会場所での送達を拒
まない場合(§ 105後段)

iii 送達場所の届出がなされていて、受送達者が出会場所での送達を拒まない場合(§ 10
5後段)

★実務上、出会送達が行われる場所・ケース

a. 転送先で送達される場合

b. 郵便業務従事者が、受取人不在で郵便事業(株)営業所に持ち帰った後に同所窓口
に出頭した受送達者又は補充送達受領資格者(下記8① b ★)に交付する場合

c. 書記官が、その所属する裁判所で受送達者と出会った場合で、受送達者が事件で
出頭したのではない(→書記官送達ができない場合

(ex 裁判所構内に設置された弁護士会事務室での、書記官による送達)

d. 執行官送達で、送達場所以外で受送達者と出会った場合

※補充送達(下記8① ii)の可否→出会送達の場合、原則として認められない。

但し、郵便事業所窓口(上記 b.)の場合は例外的に認められる(§ 106 I 後段)

8、送達実施機関による送達方法

①交付送達の原則→受送達者に直接交付することを原則(§ 101・了知の確実性を確保す
るため)

原則的方法→送達実施機関が、基本的送達場所において、受送達者に対し、送達書類を直接交付する方法【特別送達】

例外的方法

i 【**出会送達**】(…前記7Ⅱ②:基本的送達場所以外の場所)

ii 【**補充送達**】とは？→法定の場所において、送達実施機関が、受送達者に出会えない場合、一定の要件のもとにおいて、**受送達者以外の者に送達書類を交付すること** (§ 106 I・II)

★ a 補充送達の要件

ア 受送達者の基本的送達場所又は郵便事業(株)の営業所において、受送達者本人に出会わないこと(居留守を使っている場合もこの要件にあたる)

イ 受送達者との間で一定の身分関係を有し、書類の受領について「相当のわきまのある者(補充送達受領資格者)」に送達書類を交付すること

★ b 補充送達受領資格者

ア 送達場所が就業場所送達以外での場所の場合(cf 就業場所不在等のため、郵便事業所に持ち帰り、同窓口で補充送達した場合も含まれる)

*受送達者の使用人その他の従業員

(※大判大12.4.27等:合同事務所の事務員→所属の全弁護士宛てのものにつき、受領可能、また弁護士も、他の弁護士宛の書類を受領できる)

*受送達者の同居人

ex 同居者と認められない場合

- ・同一建物に住んでいるが、生計を異にし、独立して生活を営んでいる者(アパートの居住者同士、管理人・大家と居住者等。但し、下宿人とその主人で、主人に交付すれば、受送達者たる下宿人が受領する蓋然性が高い場合は同居人と認められる余地も)
- ・受送達者の家族であっても、受送達者が家出中で音信不通の場合や、長期不在で帰宅の見込みがない場合
- ・受送達者と同居者が利益相反の関係にある場合(別居していない離婚訴訟中の当事者、無断で配偶者を保証人とし、訴状のみならず、判決までも隠蔽した場合等)
→判例上、補充送達の効力を否定したり、有効としつつも控訴提起の追完を認めた例があり

イ 送達場所が就業場所の場合

- * § 103 II の他人またはその法定代理人並びに他人の使用人その他の従業員
 - ・「他人」: 受送達者の雇用者または委託者等
 - ・他人が法人等の場合: 「法定代理人」は代表者または管理人が該当する

★【書類の受領につき相当のわきまのある者】とは? → 送達の趣旨を理解して、交付を受けた書類を受送達者に交付することを期待できる程度の能力を有する者

判例上: 13歳4月の男子・10歳の女子－能力あり、9歳の女子・7歳9月の女子－能力なし、自己の氏名の読み書きもできない文盲者－同人の知能が他の一般人と比し著しく劣っているとはいえない[能力あり]

ウ 就業場所において補充送達がされた場合の通知(規43)

送達書類が、受送達者本人に、確実に交付される様にするため、速やかにその旨(「送達書類の名称」「書類受領者の氏名」「送達の日時・場所」)を本人に通知しなければならない。

- ※ i その通知先: ・住所等が判明していれば、住所等にすべき
 - ・住所が不明、長期不在等→就業場所宛てにすべき
 - ・就業場所を送達場所として届出→就業場所宛てにすべき
- ※ ii その趣旨: 注意喚起を促すもので、送達の効力発生要件ではない

iii 【差置送達】とは? → 受送達者又は補充送達受領資格者が、正当な理由なく、受領を拒んだ場合に、その場に送達書類を差し置いてする方法(§ 106 III)

- * 原則、基本的送達場所においてのみ(補助的送達場所においては認められない)
- * (但し、実際は、あまり実施されていない模様(確実に了知…とは言い難い))

②【書留郵便に付する送達(いわゆる「付郵便送達」)】とは? → 書記官が、送達文書を書留郵便に付して、受送達者の住所等の送達場所に宛てて発送する方法によって行う送達(§ 107)

* 送達実施機関: 書記官

i 付郵便送達の要件

a. 受送達者の住所、居所営業所又は事務所(§ 103 I)に、交付送達・補充送達及び・差置送達(§ 106)による送達ができなかったこと[=送達場所届出制度の適用範囲外・

※不在による不奏功のことで、「転居先不明」「宛所に尋ねあたらず」の場合は含まれ

ない(送達場所が固定化されていない→「住所等」の調査を要する)

且つ、就業場所が不存在あるいは判明せず、または判明したが、同所(就業場所)における交付送達・補充送達及び受送達者本人に対する差置送達が不能だった場合

(§ 107 I ①)

↓

受送達者の住所等(§ 103 I)にあてて付郵便送達する(就業場所宛にはできない)

ex 住所が不明で調査の結果、就業先へ送達したところ、不在・補充送達受領資格者の受領拒絶により送達不能→公示送達(下記②)によるしかない

- b. 送達場所の届出(§ 104 II)が有効にされた場合[=送達場所届出制度の適用範囲]で、その場所につき交付送達、補充送達及び差置送達ができないこと(§ 107 I ②・③)→この場合、不在の場合のほか「**転居先不明**」「**宛所に尋ねあたらず**」の場合も「送達ができない」に含まれる

※届出制度による固定化効により、他の送達場所を排除するもの(…原則として、更なる住所等の調査を要しない(但し、送達事務は書記官の裁量による))

※**就業場所に宛てての付郵便送達はできないが、同所が、送達場所として届出がされていれば付郵便送達が可能**

- ii 付郵便送達の効果→書留郵便が**発送(郵便事業所に差し出し、受理)**された時に、**送達**があったものとみなされる(§ 107 III・相手が現実に受け取ったことを要しない(=郵便事業所に留め置いたままでも、相手方に送達されたことになる))

③【**公示送達**】とは？→書記官が送達書類を保管し、いつでも**受送達者に交付する旨**を裁判所の掲示板に**掲示**して行う送達(§ 111)[**最後の手段**]

- i 公示送達は、通常、申立によってされる(§ 110 I)→その要件は申立人が証明しなければならない(cf **職権送達主義**[P14 2①])。なお、申立後民事雑事件として立件。

ii **要件**(いずれかに該当する場合に許される)

- a. 当事者(*)の住所、居所、その他送達をすべき場所が**知れない**場合(§ 110 I ①)

*これに準ずる者=補助参加人、訴訟引受人、法定代理人、法人代表者を含む

※「**知れない**」とは、通常の**調査方法**を講じて探索したが判明しないこと(単に「申立人が知らないだけ」では足りない)

通常求められる調査先

- ア 自然人:[元の住所等]及び[転居先と思料される場所]並びに[勤務先]
- イ 法人:[代表者の所在]並びに[法人の営業所]または[事務所]

b. 受送達者の住所・居所等に送達ができず、就業場所送達となったが、

- ア 不在あるいは補助送達受領資格者の拒否により不奏功に終わった場合、又は、
- イ 就業場所送達が成功したものの、同地での2回目以降の送達の不奏功に終わった場合[いずれも住所等不明のため、付郵便送達(§ 107 I)ができない]

c. 外国においてすべき送達について、§ 108の規定によることができず、又これによって送達ができないと認められる場合

* § 108(外国における送達)

- 外国においてすべき送達は、裁判長がその国の管轄庁又はその国に駐在する、日本の大使、公使若しくは領事に囑託してする
- ex 当該外国との間に送達に関する条約や司法共助の取り決めがないとき
- 当該外国に戦乱、革命、天変地異等があり送達不能が予想されるとき

d. § 108により外国の管轄官庁に囑託を發した後、6ヶ月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

iii 同一当事者に対する2回目以降の公示送達

- 上記dの場合を除き、同一当事者に対する2回目以降の送達は、その都度の申立や裁判所の命令を要さず、書記官が職権で公示送達をすることができる(§ 110 III)

iv 公示送達の効力の発生時期

a. 最初の公示送達→**掲示した日から2週間経過**することにより、送達の効力が生ずる(§ 112本文)

※期間の計算は、民法に従い、**初日は不算入(民§ 140)**。期間の末日が日曜、土曜、祝日、1月1日、2日、3日、12月29日から31日までの日に該当するときは、期間はその翌日に満了する(§ 95 III)

b. 同一当事者に対する2回目以降の公示送達→**掲示をした日の翌日**に送達の効力が発生する(§ 112 I 但書)

c. 外国においてすべき送達についてした公示送達の場合

最初の公示送達も、2回目以降の公示送達も、常に6週間の経過により送達の効力が生ずる(§112Ⅱ)

9、送達場所の調査→基本的な送達場所に対する送達が不奏功に終わった場合、受送達者の送達場所について、書記官より調査を求められる

①不送達となった原因

i「宛所に尋ねあたらず」:基本的送達場所には受送達者はいない

ア住民票を確認→新住所が判明すれば送達先変更の上申書

イ就業先を調査→当事者等に聴き取り、判明すれば上記と同様

ウ現地調査→(上記アイでも不明のとき)受送達者がいないことを確認したら、その旨の報告書を作成し、公示送達の申立を行う。

ii「転居先不明」:以前は基本的送達場所に居たが、現在は転居しており、転居先も(郵便事業(株)営業所では)わからない

上記ア～ウの手順と同様

iii「留置期間満了」:基本的送達場所に受送達者はいるが、送達時に不在であり、郵便事業所の留置期間中(約1週間)にも取りに来なかった→受送達者はいる可能性が高い

ア就業先を調査→当事者等に聴き取り、判明すれば送達先変更の上申書

イ当該場所に比較的、受送達者が居る時間帯を調査

→夜間、土日等受送達者がいる時間が判明すれば、時間帯を指定して再送達の上申書を出す

②現地調査→受送達者が住所に居ることが確認できたら、付郵便送達の上申書を提出(上記8②)ー現地調査報告書の作成(別紙のとおり)

*現地調査のコツ等

①持ち物(持参すべき、または望ましい物)

i 地図、ii 筆記用具、iiiカメラ(使い捨てカメラor携帯のカメラで画素数の高いもの)

iv 当事者代理人弁護士の名刺、v 現地調査を要請する書記官からの指示書

②確認するポイント

i マンション・アパート名の入った看板(写真)

- ii 郵便受け(写真)→受送達者の名前があるか、受送達者宛の郵便物が入っているか
- iii 玄関(写真)→表札に名前があるか、電気メーターは回っているか、玄関周辺に受送達者の存在を窺わせる物(名前の入った自転車等がある)があるか
- iv ベランダ(写真)→洗濯物等が干してあるか、
- v 隣の人に話を聞く
- vi マンションなどの場合、管理人に話を聞く
- vii 同様の場合、管理をしている不動産会社を確認し、受送達者の所在を確認する